

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第109号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次長,」を削り, 同条に次の1項を加える。

3 担当課長の職名の前に, 市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第2項を削り, 同条第3項を同条第2項とし, 同項の次に次の1項を加える。

3 所長補佐は, 所長が定める事務について所長を補佐する。

第4条中「, 次長がその職務を代理し, 次長に事故があるときは」を削り, 同条に次のただし書を加える。

ただし, 担当課長が置かれている場合は, 主管事務につき, 担当課長がその職務を代理し, 担当課長に事故があるときは, 主管事務につき, 所長補佐, 担当課長補佐, 係長又は担当係長がその職務を代理する。

附 則

この規則は, 令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)